

宴会規約

金沢東急ホテルでは、ご宴会を円滑に執り行うため、下記の通り規約を定めておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 <お申し込み>

- 仮予約
宴会場のお申し込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申し込み日より2週間(14日間)とさせていただきます。この期間内にホテルに開催の有無をご連絡ください。仮予約期間内に当ホテルにご連絡のない場合には、開催の予定がないものとさせていただきます。
- 成約
決定連絡後、当ホテルより決定予約案内書を提示させていただきます。

第2条 <内金>

当ホテルから提示致しました金額を内金として、宴会の開催日の7日前までに当ホテルにお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、宴会を取消しとさせていただきます。

第3条 <最終確認>

お見積の人数、及びお料理の数にご変更のある場合にはその都度ご連絡くださいようお願い致します。宴会の開催日の前々日正午までご変更を承りますが、減数にしましては最終お見積の人数、及びお料理の数の10%迄とさせていただきます。このお申し込み者からのご通知をもって最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合にはお見積の通りとさせていただきます。

第4条 <宴会時間>

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(宴会時間)は所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超越した場合は追加室料を申し受けます。但し次の宴会場使用時刻との関係で、ご利用時間の超越に応じられない場合もございます。

第5条 <精算>

宴会終了後、確定したご利用金額(精算金額)につきましては当ホテルが事前に確認したお支払い日までに、その費用をお支払いいただきます。精算金額に対して内金の過剰入金がある場合にはその差額を当ホテルよりご返金致します。

第6条 <装飾・余興等のお手配>

- 原則として宴会に関する装飾・装花・音楽・余興・音響照明及びパーティーコンパニオン等につきましては、ホテルから指定業者に手配させていただきます。
- ホテル了解のもと、お申し込み者が直接手配された業者の行う事柄については、宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡ください。ホテル側の事前の同意を得ないで直接業者にご手配なさることはご遠慮ください。尚、お申し込み者手配の業者に対する指示に関しては搬入のご案内に基づくものと致します。

第7条 <損害賠償>

お申し込み者(お申し込み者側の全ての関係者・主催者・宴会出席者を含む)又はお申し込み者が手配された業者の故意又は過失により当ホテルが損害(ホテル施設・什器備品等の破損・損傷・汚損等)を被った場合は、当該お申し込み者にその損害を賠償していただきます。

第8条 <施設内における事故・紛失・盗難>

施設内においてお客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条 <契約締結の拒否>

宴会にご出席されるお客様が、次の項目に抵触する場合、又は天災や施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合は、宴会のお申し込みをお断りさせていただきます。この場合、契約締結の拒否に伴う損害賠償等は負いかねますので、予めご了承ください。

- 法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であることが判明した場合。
- 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体である場合。
- 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいる場合。
- 当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した場合、又はかつて、同様の行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったと認められる場合。
- この「宴会規約」及び個別に結んだ契約に違反する場合。

第10条 <契約解除>

次の項目に該当、若しくは抵触した場合はホテル側より宴会をお断りするか、既にご契約をいただいている契約を解約させていただく場合がございますので予めご了承ください。この場合、契約解除に伴う損害賠償は負いかねますので予めご了承ください。

- 宴会にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 天災又は施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合。
- 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体である場合。
- 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいる場合。
- 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した場合、又はかつて、同様の行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったと認められる場合。
- 宴会にご出席されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっている場合。
- 宴会の内容(使用目的)がお申し込み時と異なり、明らかな虚偽の申告が判明した場合。
- その他この「宴会規約」及び個別に結んだ契約に違反した場合。

第11条 <禁止事項>

次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み(盲導犬・聴導犬等の介助犬は除く)。
- 発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み。
- 悪臭を発生するものの持ち込み。
- 法令又は公序良俗に反する行為、及び他のお客様の迷惑になるような言動。
- ホテル備え付け品の移動。
- 使用目的以外でのご利用。
- その他の法令で禁じられている行為。

第12条 <取消料・日程変更>

成約後のお取消しおよび日程変更の場合には、開催日より起算した取消日・変更日に応じて、原則として下記の取消料及び変更料をいただきます。

- 一般宴会・会議
開催日より起算した取消・変更日

	実費
121日以前	
120日前より61日前まで	最も新しいお見積総額の15%+実費
60日前より31日前まで	最も新しいお見積総額の25%+実費
30日前より11日前まで	最も新しいお見積総額の50%+実費
10日前より前日まで	最も新しいお見積総額の80%+実費
当日	最も新しいお見積総額の100%+実費

- 展示会
開催日より起算した取消・変更日

	実費
121日以前	
120日前より61日前まで	最も新しいお見積総額の20%+実費
60日前より31日前まで	最も新しいお見積総額の30%+実費
30日前より11日前まで	最も新しいお見積総額の50%+実費
10日前より前日まで	最も新しいお見積総額の80%+実費
当日	最も新しいお見積総額の100%+実費

※「最も新しいお見積総額」とは、お客様とホテルにて取り交わした最新の見積書における、申し込み金ならびに入金済み金額を含んだ総額を指します。
※「実費」とは既にご注文済みの印刷物等の費用及びその他外注品等の解約料を指します。
※日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取消料とさせていただきます。

第13条 <個人情報の取扱い>

当ホテルでは、お申し込み書にてお客様より頂戴した情報につきましては、下記の目的のために使用致します。

- 当ホテルでの宴会業務全般を行うため。
- 当ホテルでのイベント等のご案内や情報をお送りするため。
- 当ホテルのサービス、商品の改善のため(但し、個人を特定しない形で統計情報として使用致します。)

上記以外の目的でお客様の同意なくしてご提供いただいた個人情報を第三者へ開示・提供することはございません。

